表第一　［略］
表第二　［略］
図　［略］
［号を削る。］

［条を削る。］

T　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度（単位　絶対温度）
Z　図に示す圧縮係数の数値。ただし不明の場合のZは、一・〇とする。

表第一　［略］
表第二　［略］
図　［略］
四　吹出し量決定圧力は、許容圧力の一・二倍以下の圧力であること。ただし、昭和五十五年三月三十日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。

（ガスメーターの機能）

第七条　規則第十八条第二十二号イの告示で定める機能を有するガスメーターは、遮断弁を有するガスメーターであって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一　次の表の上欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
四立方メートル毎時以下	〇・九立方メートル毎時以上五・〇立方メートル毎時以下	〇・九立方メートル毎時以上使用最大流量以下
四立方メートル毎時を超え四十立方メートル毎時以下	使用最大流量の一・二五倍	二・〇立方メートル毎時以上使用最大流量以下

二　継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使用最大流量が三立方メートル毎時未満のものに限る。）

三　〇・〇〇五立方メートル毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うもの

［条を削る。］

（硬質管等の規格）

第八条　規則第四十四条第一号ルの告示で定める硬質管等の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　硬質管

イ　金属管の材料及び構造

(1)　材料は、鋼（耐食性のあるもの又は表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、鋳鉄（表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、銅、銅合金又はアルミニウム合金であること。

(2)　末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、日本工業規格B〇二〇三管用テーパねじの規格に適合するものであること。

ロ　金属フレキシブルホースの材料及び構造

(1)　可とう管部分に用いる材料は、ステンレス鋼又は銅合金であること。

(2)　可とう管部分は、長手方向に波形の断面形状を有し、かつ、容易に曲げることのできるものであること。

(3)　継手部分に用いる材料は、鋼、鋳鉄又は銅合金であること。

(4)　可とう管部分と継手部分とは、フレア接続又はろう付けにより確実に接合されていること。

(5)　末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、イ(2)によること。

二　液化石油ガス用継手金具付低圧ホースの材料及び構造

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）別表第一第十五号に規定する液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。

三　低圧ホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造

イ　ホース部分は、次の(1)から(4)までによること。

(1)　耐熱性、難燃性及び耐老化性を有するものであること。